

接続約款変更届出書

令和3年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめ ほん ごう  
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 けいでいーでいーあいかぶしきかいしゃ  
KDDI株式会社

代表取締役社長 たかはし まこと  
高橋 誠

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第3号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するの  
で届け出ます。

実施期日	令和3年3月31日
------	-----------

接続約款変更届出書

令和3年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な ほ しまつやまいつちようめ ばん ごう 沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

氏名 おきなわ でん わかぶしきかいしゃ 沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 ゆあさ ひでお 湯浅 英雄

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第71号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するの  
で届け出ます。

実施期日	令和3年3月31日
------	-----------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧																																																
<p>料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 1 適用 料金表第 1 表（接続料金）第 1 の 2（将来原価方式対象機能の網使用料）以外の網使用料の適用については、第 65 条（従量制の網使用料の支払義務）及び第 65 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">網 使 用 料 の 適 用</th> </tr> <tr> <td>(1) ~ (4) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(5) <u>削除</u></td> <td><hr style="border: 1px solid red;"/></td> </tr> <tr> <td>(6) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 料金額 2-1 端末接続機能</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> <tr> <td>端末接続機能</td> <td>1 秒ごとに</td> <td><u>0.055527円</u></td> </tr> </table> <p>2-2 MNP 転送機能</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> <tr> <td>MNP 転送機能</td> <td>1 秒ごとに</td> <td><u>0.0052556円</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2-5 <u>削除</u></p>	網 使 用 料 の 適 用		(1) ~ (4) (略)	(略)	(5) <u>削除</u>	<hr style="border: 1px solid red;"/>	(6) (略)	(略)	区 分	単 位	料 金 額	端末接続機能	1 秒ごとに	<u>0.055527円</u>	区 分	単 位	料 金 額	MNP 転送機能	1 秒ごとに	<u>0.0052556円</u>	<p>料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 1 適用 料金表第 1 表（接続料金）第 1 の 2（将来原価方式対象機能の網使用料）以外の網使用料の適用については、第 65 条（従量制の網使用料の支払義務）及び第 65 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">網 使 用 料 の 適 用</th> </tr> <tr> <td>(1) ~ (4) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(5) <u>直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料の取扱</u></td> <td><u>ア 直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u> <u>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</u> <u>ウ O O X Y 自動接続回線管理機能を利用する契約者回線については、直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料の支払いを要しません。</u></td> </tr> <tr> <td>(6) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 料金額 2-1 端末接続機能</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> <tr> <td>端末接続機能</td> <td>1 秒ごとに</td> <td><u>0.055947円</u></td> </tr> </table> <p>2-2 MNP 転送機能</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> <tr> <td>MNP 転送機能</td> <td>1 秒ごとに</td> <td><u>0.010661円</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p><u>2-5 直収パケット接続回線管理機能</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td><u>直収パケット接続回線管理機能</u></td> <td><u>1 契約者回線ごとに</u></td> <td><u>81円</u></td> <td><u>月額</u></td> </tr> </table>	網 使 用 料 の 適 用		(1) ~ (4) (略)	(略)	(5) <u>直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料の取扱</u>	<u>ア 直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u> <u>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</u> <u>ウ O O X Y 自動接続回線管理機能を利用する契約者回線については、直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料の支払いを要しません。</u>	(6) (略)	(略)	区 分	単 位	料 金 額	端末接続機能	1 秒ごとに	<u>0.055947円</u>	区 分	単 位	料 金 額	MNP 転送機能	1 秒ごとに	<u>0.010661円</u>	区 分	単 位	料 金 額	備考	<u>直収パケット接続回線管理機能</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>81円</u>	<u>月額</u>
網 使 用 料 の 適 用																																																	
(1) ~ (4) (略)	(略)																																																
(5) <u>削除</u>	<hr style="border: 1px solid red;"/>																																																
(6) (略)	(略)																																																
区 分	単 位	料 金 額																																															
端末接続機能	1 秒ごとに	<u>0.055527円</u>																																															
区 分	単 位	料 金 額																																															
MNP 転送機能	1 秒ごとに	<u>0.0052556円</u>																																															
網 使 用 料 の 適 用																																																	
(1) ~ (4) (略)	(略)																																																
(5) <u>直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料の取扱</u>	<u>ア 直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u> <u>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</u> <u>ウ O O X Y 自動接続回線管理機能を利用する契約者回線については、直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料の支払いを要しません。</u>																																																
(6) (略)	(略)																																																
区 分	単 位	料 金 額																																															
端末接続機能	1 秒ごとに	<u>0.055947円</u>																																															
区 分	単 位	料 金 額																																															
MNP 転送機能	1 秒ごとに	<u>0.010661円</u>																																															
区 分	単 位	料 金 額	備考																																														
<u>直収パケット接続回線管理機能</u>	<u>1 契約者回線ごとに</u>	<u>81円</u>	<u>月額</u>																																														

新					旧				
2-6 文字メッセージ通信接続機能					2-6 文字メッセージ通信接続機能				
区 分		単 位	料 金 額		区 分		単 位	料 金 額	
文字メッセージ通信接続機能		1通信ごとに	0.43339円		文字メッセージ通信接続機能		1通信ごとに	0.45340円	
(略)					(略)				
第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料					第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料				
1 適用					1 適用				
<p>第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第13条第2項に定める将来原価方式対象機能の網使用料の適用については、第65条（従量制の網使用料の支払義務）及び第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p>					<p>第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第13条第2項に定める将来原価方式対象機能の網使用料の適用については、第65条（従量制の網使用料の支払義務）及び第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p>				
網 使 用 料 の 適 用					網 使 用 料 の 適 用				
(1) ~ (2) (略)		(略)			(1) ~ (2) (略)		(略)		
(3) 直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料の取扱い		<p>ア 直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</p> <p><u>ウ O O X Y 自動接続回線管理機能を利用する契約者回線については、直収パケット接続回線管理機能に係る網使用料の支払いを要しません。</u></p>			(3) 直収パケット接続回線管理機能 <u>(携帯電話・BWA電波連携分)</u> に係る網使用料の取扱い		<p>ア 直収パケット接続回線管理機能 <u>(携帯電話・BWA電波連携分)</u>に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</p>		
2 料金額					2 料金額				
(略)					(略)				
2-2 直収パケット接続回線管理機能					2-2 直収パケット接続回線管理機能 <u>(携帯電話・BWA電波連携分)</u>				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
直収パケット接続回線管理機能	(略)	(略)	(略)	(略)	直収パケット接続回線管理機能 <u>(携帯電話・BWA電波連携分)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

新			
第2 網改造料			
(略)			
2 料金額			
(略)			
2-2 年額料金の算定に係る比率			
区 分		内 容	
諸掛費率		(略)	
設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.084</u>	
	法定耐用年数経過後	<u>0.066</u>	
第2表 工事費			
(略)			
2 工事費の額			
工事費は次表のとおりとします。			
2-1 工事費			
区 分		単 位	料 金 額
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 直収パケット 接続に係るデータ設 定工事費	(略)	(略)	(略)
	イ 第6条(標準的な接続 箇所)表中第2欄に規定す る接続箇所における接続に 係る工事のうち接続帯域幅 の変更に係る工事に要する 費用	1工事ごとに	<u>68,800円</u>
(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(略)			
2-3 2-2に適用する作業単金			
区 分		単 位	料 金 額
作業単金		一人あたり1時間ごと	<u>6,880円</u>
(略)			
附則(令和3年3月24日KDDI移企調第1968号及びOCT技第20-130号)			
(実施時期)			
1 この改正規定は令和3年3月31日から実施します。			

旧			
第2 網改造料			
(略)			
2 料金額			
(略)			
2-2 年額料金の算定に係る比率			
区 分		内 容	
諸掛費率		(略)	
設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.085</u>	
	法定耐用年数経過後	<u>0.063</u>	
第2表 工事費			
(略)			
2 工事費の額			
工事費は次表のとおりとします。			
2-1 工事費			
区 分		単 位	料 金 額
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 直収パケット 接続に係るデータ設 定工事費	(略)	(略)	(略)
	イ 第6条(標準的な接続 箇所)表中第2欄に規定す る接続箇所における接続に 係る工事のうち接続帯域幅 の変更に係る工事に要する 費用	1工事ごとに	<u>65,400円</u>
(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(略)			
2-3 2-2に適用する作業単金			
区 分		単 位	料 金 額
作業単金		一人あたり1時間ごと	<u>6,540円</u>
(略)			